

スポーツ行政のあり方について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)では、スポーツに関することは教育委員会の職務権限とされていますが、平成 19 年に「地教行法」が改正(平成 20 年 4 月 1 日施行)され、地方公共団体は、条例の定めるところにより、スポーツに関する事務(学校体育を除く)を首長が担当できることになりました。

この法改正について文部科学省は、「地域の実情や住民のニーズに応じて「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行うものである。」と述べています。

この法改正以後、多くの地方公共団体でスポーツに関する事務(学校体育を除く)の移管が行われています。

また、神奈川県では、県教育委員会所管の学校体育を除くスポーツ行政を知事部局へ移管し、高齢者スポーツや障害者スポーツ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックなどのスポーツ関連施策を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、平成 28 年 4 月に知事部局に新たにスポーツ局を設置しました。

現在、本市では、教育委員会がスポーツ行政全般を担っていますが、市長部局においても集客の促進、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現などの観点からスポーツに関連した施策に取り組んでいます。また、市長部局では、公園内の野球場、テニスコート、水泳プールや健康増進センター(すこやかん)など多くの市民が利用する運動施設を管理運営しています。

このようなスポーツ行政を取り巻く状況の中、本年 7 月 8 日に開催された「横須賀市総合教育会議」において市長から「市をあげて、まちづくりの視点からスポーツの振興に取り組んでいきたい思いがあり、市長部局において学校体育を除くスポーツ政策を一元的に実施することについて、具体的な検討をお願いしたい。」旨の発言がありました。

これを受け、スポーツ(学校体育を除く)に関する事務の市長部局への移管に係る事項について考察しました。

1 市長部局に移管する目的

市民に身近なスポーツの一層の振興及びスポーツの持つ力や魅力を活用したまちづくりに市をあげて取り組んでいくため、学校体育を除くスポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的、効果的に推進する体制を構築する。

2 移管する事務（社会体育関係）の概要

現在のスポーツ課の事務分掌に基づき学校体育関係、社会体育関係に分けて記載しました。

学校体育関係	社会体育関係
<ul style="list-style-type: none">・体力の向上に関する事。・学校体育の教育課程の指導助言に関する事。・学校体育の校外行事及び教材選定の承認に関する事。・学校体育の研究委託に関する事。・学校水泳プールの運営に関する事。 (授業等)・学校体育団体、スポーツ団体等の育成に関する事。(学校体育団体)	<ul style="list-style-type: none">・学校水泳プールの運営に関する事。 (地域開放)・学校体育団体、スポーツ団体等の育成に関する事。(社会体育団体)・学校施設(体育施設に限る。)の開放に関する事。・体育会館に関する事。・生涯スポーツの普及及び振興に関する事。・競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関する事。・スポーツ関係表彰に関する事。・スポーツ基金の管理に関する事。

3 移管により想定される効果と影響

(1) 効果

① スポーツ関連施策の集約により、スポーツに関連した全庁的な取り組みが一体的に推進され、より効果的、効率的に施策を展開できる。

⇒ 生涯スポーツの振興促進、
運動施設の一元管理に向けた検討体制整備など

② 市長部局の他の施策や事業との連携が一層円滑になり、スポーツ振興が教育分野にとどまらず、横須賀市全体の施策のさらなる推進につながる。

⇒ 交流人口の拡大、「住むまち」としての都市イメージの向上、
生涯現役社会の実現(健康増進)の推進など

(2) 影響

- ① 児童生徒側から見た体育・スポーツ行政の窓口が分かれることで、部活動や競技環境の支援に係る意志疎通がやや取りにくくなる。
⇒ 部活動等への支援（大会開催時の会場確保への配慮など）継続に向け、引き続き円滑な意志疎通が取れるような仕組みの検討が必要
- ② 児童生徒の活動状況を一元的に把握したりスポーツが持つ教育的効果を十分に活かしたりすることが難しくなるため、関係部課間で円滑な情報共有体制を構築する必要がある。
⇒ 学校体育、社会体育相互の情報共有体制の構築が必要

4 移管後に必要な連携に関する事項

現在の体制は、子供たちを健やかに育む学校体育と生涯スポーツの観点としての社会体育の連携による、切れ目のないスポーツ振興が図りやすいというメリットがありますが、社会体育を移管した場合でも、切れ目のないスポーツ振興を図るため、これまでと同様に学校体育と社会体育の連携を図る必要があります。

このため、移管後は以下のような組織を活用するなどして連携を図っていくことが必要となります。

- ・スポーツ基本法に基づき設置されている「横須賀市スポーツ推進審議会」へ現在と同様に学校体育関係者の参画
- ・学校体育（教育委員会）、社会体育（市長部局）に関係する課長等で構成する関係課長会議の定期的な開催

《参考》

スポーツ基本法

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

5 移管後の教育委員会の組織体制

教育委員会が引き続き学校体育に関する事務を担うため、学校体育を所管する組織体制についての検討が必要となります

6 移管時期及び手続き

本年7月8日に開催された横須賀市総合教育会議において、市長から「スポーツに関する事務の移管については、具体的に実施するとなったら早い方がいい案件だと思っているため、少しスピード感をもって教育委員会の中でご議論いただきたいと思っている。」旨の発言がありました。

よって、移管時期について最短の平成29年4月1日（予定）とした場合、手続き等については次のとおりとなります。

教育委員会の職務権限とされている「スポーツに関すること」ですが、地教行法第23条第1項に基づき「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」については、条例の定めるところにより、市長が管理・執行することができることとされているため、スポーツ（学校体育を除く）に関する事務を移管するためには「（仮）教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」（以下「条例案」という。）を制定する必要があります。

移管時期を平成29年4月1日とする場合、この条例案は、平成28年第4回市議会定例会（11月29日開会予定）に提出し、議決をいただく必要があります。このため、条例案を市議会に提出する前に、地教行法第29条に基づく教育委員会の意見聴取として教育委員会定例会において条例案についての審議を行う必要があります。

また、地教行法第23条第2項に基づき、市議会は、条例制定の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならないとされています。

7 関係団体への意見聴取

スポーツ（学校体育を除く）に関する事務を市長部局へ移管することについて、附属機関である横須賀市スポーツ推進審議会、また横須賀市体育協会などの関係団体への意見聴取を行います。